



令和3年12月27日18時00分発表

青森河川国道事務所 大雪による防災情報（第3報）

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、青森県内の国道4号を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動作業、集中除雪を実施します。

大雪のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を18時00分に指定しました。当該区間においては、放置車両や立ち往生車両等の移動や集中除雪を行います。

■指定する区間

国道4号

青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原14-1 から

青森県青森市長島2丁目10-2 まで

延長：L=約116.53km

〈発表記者会：青森県政記者会・津軽新報社〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

青森市中央三丁目20-38

TEL 017-734-4521（代表）

副所長（道路担当） 小笠原清（内線205）

道路管理第一課長 相馬和也（内線431）